省　　令

○総務省令第六十八号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）の規定に基づき、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月三十日

総務大臣　林　芳正

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後	改正前
様式第三号	**様式第三号**
［略］	［同左］
第１【法人の概況】	第１［同左］
［１～３　略］	［１～３　同左］
［削る］	４【従業員の状況】
［第２・第３　略］	［第２・第３　同左］
第４【機構の状況】	第４［同左］
［１・２　略］	［１・２　同左］
３【従業員の状況等】	［新設］
(1)【人材戦略に関する基本方針等】	
(2)【従業員の状況】	
［第５・第６　略］	［第５・第６　同左］
（記載上の注意）　［略］	（記載上の注意）　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十四号

特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令（令和八年政令第百五十四号）第三条第二項、第四条第三項、第六条、第七条及び第九条並びに附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）第一条の規定による改正前の船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十三条の規定に基づき、特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令施行規則を次のように定める。

令和八年四月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令施行規則

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（休日手当）

第二条　令第三条第二項の国土交通省令で定める休日手当は、解雇され、又は退職した日に係る対象労働期間の起算日から当該解雇され、又は退職した日の前日までの期間（次項において「対象期間」という。）における通常の労働日の報酬（次に掲げる報酬をいう。次項及び第五条において同じ。）の平均計算額の三割増以上の額でなければならない。

一　給料（報酬が歩合によって支払われる場合は、船員法第五十八条第一項の一定額）

二　職務手当

三　家族手当、乗船を事由として支払われる報酬及び特定漁船の態様により支払われる報酬以外の固定給（算定の基礎となる期間が一月を超えるものを除く。）

２　前項の通常の労働日の報酬の平均計算額は、次に掲げる金額に、対象期間における一日平均所定労働時間数を乗じた金額とする。

一　時間によって定められた報酬については、その金額

二　日によって定められた報酬については、その金額を一日の所定労働時間数で除した金額。ただし、日によって所定労働時間数が異なる場合においては、対象期間における一日平均所定労働時間数で除した金額

三　月によって定められた報酬については、その金額を一月の所定労働時間数で除した金額。ただし、月によって所定労働時間数が異なる場合においては、対象期間における一月平均所定労働時間数で除した金額

四　前三号以外の一定の期間によって定められた報酬については、前三号に準じて算定した金額

五　特定漁船員の受ける報酬が前各号の二以上の報酬からなる場合においては、当該報酬に係る労働時間数に応じて算定した金額

（令第四条第三項の国土交通省令で定める母船式漁業）

第三条　令第四条第三項の国土交通省令で定める母船式漁業は、母船式捕鯨業（船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令第二号の漁船の範囲を定める省令（令和二年国土交通省令第九十五号）第一条第一項第七号に規定する母船式捕鯨業をいう。）とする。

（休息時間の付与の方法）

第四条　令第四条第三項に規定する特定漁船の船舶所有者は、操業期間において休息時間を分割して特定漁船漁ろう員に与える場合には、一日の休息時間のうち、いずれかの休息時間を六時間以上とするものとする。

（割増手当）

第五条　令第六条の国土交通省令で定める割増手当は、通常の労働時間又は労働日の報酬に係る次に掲げる金額に、労働時間の制限を超えて、又は休日において作業に従事した時間数を乗じた金額の三割増以上の額でなければならない。

一　時間によって定められた報酬については、その金額

二　日によって定められた報酬については、その金額を一日の所定労働時間数で除した金額。ただし、日によって所定労働時間数が異なる場合においては、一週間における一日平均所定労働時間数で除した金額

三　月によって定められた報酬については、その金額を一月の所定労働時間数で除した金額。ただし、月によって所定労働時間数が異なる場合においては、一年における一月平均所定労働時間数で除した金額

四　前三号以外の一定の期間によって定められた報酬については、前三号に準じて算定した金額

五　特定漁船員の受ける報酬が前各号の二以上の報酬からなる場合においては、当該報酬に係る労働時間数に応じて算定した金額

（記録簿の記載事項）

第六条　令第七条の記録簿の記載事項は、次のとおりとする。

一　操業開始日及び操業終了日

二　特定漁船員の氏名及び職名

三　特定漁船員の一日当たりの労働時間（特定漁船漁ろう員の操業期間における労働時間を除く。）

（休日に労働した時間を除く。）

四　休日に関する次に掲げる事項

イ　与えるべき休日の日数

ロ　休日が与えられた年月日

五　割増手当に関する次に掲げる事項

イ　休日に労働した年月日

ロ　休日の労働時間